



## 知的財産

The Power of Global Reach

# 知的財産×法務

## 国内外の企業向けに知的財産に関連する幅広いリーガルサービスを提供

近年、社会の情報化や技術化のさらなる進展により、知的財産の重要性・価値が飛躍的に高まっており、これを効果的・戦略的に管理・活用・保護していくことは、企業にとって事業を成功させるための鍵となっています。コーポレートガバナンス・コードにおいても、取締役会等の責務として、知的財産への投資に関する戦略の実行や実効的な監督が明記され、知的財産への投資の情報開示も義務付けられています。

DT弁護士法人では、国内外の知財関連取引、知財訴訟や企業の知財管理体制の構築等、企業における知的財産に関連する問題を、企業の経営方針や業種の特性を踏まえて豊富な実績を有したプロフェッショナルが対処します。

### デロイトのグローバルネットワークの活用

DT弁護士法人は、全世界150を超える国・地域のネットワークを有するデロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）の日本におけるメンバーファームの一員として、デロイトの法律部門であるデロイトリーガルに所属する世界約80カ国、約2,500名の弁護士と連携し、企業のニーズに迅速に対応できる態勢を整えています。国内外の企業に対して、海外のデロイトネットワークの活用と各専門家との連携を通じて、国内外の知的財産に関連するリーガルサービスを提供します。

### 公認会計士、税理士その他の専門家との連携

企業活動のグローバル化、社会情勢の変化等に対応する企業の問題は、弁護士による法律アドバイスのみではなく、たとえば、知的財産権を重要な資産とする企業の新規事業や、M&Aや知的財産権を組み込んだファイナンス案件など、他の専門家によるサービスを必要とすることも多くあります。DT弁護士法人では、国内約30都市以上に20,000名超の専門家を擁するデロイトトマツグループの一員として、監査・保証業務、コンサルティング（ストラテジー・リスク・トランザクション、テクノロジー・トランスフォーメーション）、税務の各法人の専門家との緊密な連携により、クライアントにとって利便性が高くかつ効率的な法律サービスを実現します。

## 提供サービス

#### ■ 知的財産関連取引

知的財産、ノウハウ、営業秘密、限定提供データに関する取引について、契約、LOIの作成・検討、交渉、戦略的アドバイスなど（知的財産関連取引の例）

- ・ ライセンス契約、クロスライセンス契約
- ・ 共同研究開発契約、開発委託契約
- ・ 知的財産権の譲渡契約
- ・ PoC（技術検証）契約
- ・ 秘密保持契約
- ・ Covenant not to sue（Non-assertion）
- ・ 和解契約

#### ■ 知的財産争訟

特許権、商標権、意匠権、著作権、不正競争防止法上の権利等知的財産権の侵害訴訟や差止仮処分、特許権、商標権等の無効審判や審決取消訴訟、職務発明対価請求訴訟およびライセンスや技術取引に関する紛争案件

（紛争手続外のサービス）

- ・ 警告書の作成、警告書を受領した場合の対応（検討、返信作成）
- ・ 相手方との交渉準備（侵害の有無、損害額、ライセンスイン、ライセンスアウトの検討など）
- ・ 相手方との交渉（書面やりとり、面談）
- ・ NPE（パテントロール）対策に関する助言
- ・ 営業秘密、個人情報漏洩等のインシデント対応及びコンプライアンス体制構築等（裁判所等における手続）
- ・ 訴訟代理人の受任（訴状、答弁書、準備書面等の作成）
- ・ セカンドオピニオンの発出
- ・ 和解の対応（交渉、取締役会等の機関決定のための意見発出）
- ・ その他裁判所又はADR（仲裁、調停等）における各種手続への対応

#### ■ 知的財産関連取引

知的財産、ノウハウ、営業秘密、限定提供データに関する取引について、契約、LOIの作成・検討、交渉、戦略的アドバイスなど（知的財産関連取引の例）

- ・ ライセンス契約、クロスライセンス契約
- ・ 共同研究開発契約、開発委託契約
- ・ 知的財産権の譲渡契約
- ・ PoC（技術検証）契約
- ・ 秘密保持契約
- ・ Covenant not to sue（Non-assertion）
- ・ 和解契約

## ■ 知的財産争訟

特許権、商標権、意匠権、著作権、不正競争防止法上の権利等知的財産権の侵害訴訟や差止仮処分、特許権、商標権等の無効審判や審決取消訴訟、職務発明対価請求訴訟およびライセンスや技術取引に関する紛争案件（紛争手続外のサービス）

- ・ 警告書の作成、警告書を受領した場合の対応（検討、返信作成）
- ・ 相手方との交渉準備（侵害の有無、損害額、ライセンスイン、ライセンスアウトの検討など）
- ・ 相手方との交渉（書面やりとり、面談）
- ・ NPE（パテントロール）対策に関する助言
- ・ 営業秘密、個人情報漏洩等のインシデント対応及びコンプライアンス体制構築等（裁判所等における手続）
- ・ 訴訟代理人の受任（訴状、答弁書、準備書面等の作成）
- ・ セカンドオピニオンの発出
- ・ 和解の対応（交渉、取締役会等の機関決定のための意見発出）
- ・ その他裁判所又はADR（仲裁、調停等）における各種手続への対応

## ■ その他知的財産権に関連する法律業務

- ・ 社内知財デューデリジェンス（保有する知財の確認、締結済み契約の整理・見直しなど）
- ・ M&Aにおける知財デューデリジェンスを含む法務デューデリジェンス
- ・ 知財戦略に関する社内規程、職務発明規程、情報管理規程の作成、検討
- ・ グループ企業における知財・情報管理についての方針策定・助言等
- ・ 権利侵害が懸念される他社知財と自社製品の比較検討、デザインア라운드（設計変更）の検討、他社知財の無効理由の検討、各種検討結果について見解書面・メモランダムを作成（ディスカバリ対応のための弁護士依頼者間秘匿特権の活用）
- ・ メタバース、ブロックチェーン技術を利用したビジネスなど新しい分野における知的財産に関する検討
- ・ 新しいサービスにおけるビジネスモデル特許等に関する検討
- ・ 類似関連する裁判例、法律文献の調査
- ・ コーポレートガバナンスコード、DX、ESG/SDGsの取組など経営課題に関する知的財産投資についてのアドバイス
- ・ 知財戦略・知財取引に関する経営陣又は知財部員・法務部員向けの講演等

## ■ 特許・実用新案・商標・意匠出願

提携する特許事務所等との協働により、国内外の特許・実用新案・商標・意匠の事前調査、出願、中間処理、登録や移転登録の各種申請をはじめ、無効審判請求や侵害訴訟に加え模倣品対策、各種調査や鑑定案件など

## ■ 著作権・エンタテインメント

映画、アニメ、写真、音楽、書籍、ゲームなど各種コンテンツの制作、取得、流通、利用など各局面におけるアドバイスや契約書の作成・検討、OSSライセンスの検討、著作物性、侵害・抵触に関する見解書面・メモランダムを作成、紛争処理対応、著作権登録（移転、担保設定等）等

- ・ キャラクター・ビジネス 侵害対応・管理
- ・ 映画 製作委員会方式 取引契約
- ・ 多事業の企業から映画事業の分割
- ・ カラオケビジネスの事業譲渡
- ・ コンテンツ配信 取引契約
- ・ 海外での相撲興行の契約
- ・ スポーツイベントの契約
- ・ ソーシャルゲームの著作権侵害訴訟紛争
- ・ 俳優の演劇出演契約
- ・ アーティストと企業との間の社歌制作に関する契約
- ・ バッグの形態模倣の紛争
- ・ ファッションブランドのモデル出演契約
- ・ ファッションの図柄の著作権紛争
- ・ デザイナーとファッションブランドとの間のデザイン制作に関する契約
- ・ ファッションブランド間のコラボレーションに関する契約
- ・ 商標・著作権の税関の水際差止

## ■ IT通信・データ取引

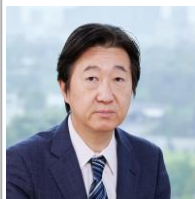
個人情報保護規制や関連する業法による規制、AIやIoTに絡んだデータ取引、システム契約、サービス契約などの作成、交渉や紛争、データに関連する許認可や各種規制などに関するアドバイス（データ取引の例）

- ・ 秘密保持契約
- ・ データ提供契約
- ・ データ共同利用契約
- ・ システム開発契約
- ・ 学習済みモデルの利用ライセンス契約
- ・ データ不正等のインシデント対応及びデータ・インテグリティ体制構築等

## ■ 知的財産権と独禁法の交錯

知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針などに関するアドバイス（ライセンス契約やコンソーシアムにおける知財ルールについての独禁法の観点からの検討など）

## 弁護士紹介



パートナー 菅 尋史

弁護士

email: [hiroshi.suga@tohmatu.co.jp](mailto:hiroshi.suga@tohmatu.co.jp)

Best Lawyers in Japan 2025, 2026 Antitrust / Competition Law部門  
において、同2021、2023、2025、2026 Corporate and Mergers and  
Acquisitions Law部門において、Best Lawyers受賞

## お問い合わせ

### DT弁護士法人

東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル  
Tel 03-6870-3300 (代)  
大阪事務所 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel 06-7711-2540 (代)  
名古屋事務所 〒450-6337 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋  
Tel 052-433-7627 (代)  
email [dtlegal@tohmatu.co.jp](mailto:dtlegal@tohmatu.co.jp)  
会社概要 <http://www.deloitte.com/jp/dtlegal>  
法務サービス <http://www.deloitte.com/jp/legal-services>

# Deloitte. Legal

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーである合同会社デロイト・トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人・トーマツ、合同会社デロイト・トーマツ、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバー・ファームです。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>